

## 議員提出第5号

### 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月12日提出

議会運営委員長 中尾 友二

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年天草市条例第3  
9号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「天草市職員等の旅費に関する条例（平成18年天草市条例第51号）第1  
9条第3項及び第23条の規定を適用」を「議会議員の住居その他の議長が適當と認める場所  
から次の各号に掲げる会議等が実施される場所までに参集するために必要な費用を弁償」に改  
める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
規定は、この条例の施行の日以後に議会の会議又は常任委員会、議会運営委員会及び特別委  
員会並びに地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し  
協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席した場合の費用弁償につい  
て適用し、同日前に会議等に出席した場合の費用弁償については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

天草市職員等の旅費に関する条例（平成18年天草市条例第51号）の一部改正に伴い、條  
例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。